

福智町地域福祉総合計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

福智町地域福祉総合計画策定支援業務(以下「本業務」という。)

2. 目的

本業務は、地域福祉、高齢者、障がい児・者といった分野・属性別の施策を横串でつなぎ、地域共生社会の実現に向け総合的に取り組んでいくため、令和6年3月に策定した「第1次福智町地域福祉総合計画」を見直し、「第2次福智町地域福祉総合計画」を策定するものである。その策定に当たり、住民意識調査の実施、本町の抱える課題の抽出、既存計画の検証など一連の業務を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

福智町全域

5. 業務にかかる計画の範囲

本業務で一体的に策定する個別計画及び根拠法令は、下記のとおりである。

- ① 福智町地域福祉計画(社会福祉法第107条)
- ② 福智町高齢者福祉計画(老人福祉法第20条の8)
- ③ 福智町障がい者計画(障害者基本法第11条)
- ④ 福智町障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)
- ⑤ 福智町障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)
- ⑥ 福智町再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)
- ⑦ 福智町成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条)
- ⑧ 福智町認知症施策推進計画(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条)
- ⑨ 福智町地域福祉活動計画(社会福祉法第109条) ※福智町社会福祉協議会

6. 業務内容

I. 基礎調査の実施及び分析

国、福岡県および本町の既存資料(各種計画、人口動態、統計資料等)を収集・分析し、必要項目について将来推計を行う。また、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査(施設入所者を含む)および庁内関係部署・関係機関等へのヒアリング調査(調査票・シート作成、実施、集計、分析)を行う。なお、地域・関係団体へのヒアリングにおいては、司会進行を含めた運営補助を行い、これら全ての調査結果をまとめた報告書を作成すること。

(1)アンケート調査

①調査方法：紙媒体及びWEB方式

②調査対象：

調査対象	予定調査数	想定回収率	主な計画
18 歳以上の町民	2,000 人	40%	①⑥⑦⑨
障がい者手帳所持者等	2,500 人	50%	③④⑤
65 歳以上の高齢者等	1,500 人	60%	②⑧

※「主な計画」欄の番号は「業務にかかる計画の範囲」のとおり

③役割分担：

作業内容	福智町	受託者
調査項目の検討	○	○
調査票の作成、印刷		○
WEB回答フォームの作成		○
調査対象者の抽出	○	
宛名ラベルの作成		○
宛名ラベルの貼付		○
調査票の封入・封緘		○
発送用・返信用封筒の印刷		○
調査票の発送		○
調査票の発送、返送にかかる郵送料負担		○
回収調査票の結果入力、自由回答まとめ	○	○
集計(単純・クロス)、分析		○
調査報告書の作成		○

(2)庁内関係部署、関係機関等へのヒアリング

①ヒアリング対象：庁内関係部署、地域・関係団体(5～7団体程度を想定)

②役割分担：

作業内容	福智町	受託者
調査項目の検討	○	○
調査票の作成、印刷		○
関係団体とのヒアリング(司会進行含む)		○
ヒアリングの意見集約・分析・まとめ		○
回収調査票の結果入力、自由回答まとめ		○
集計(単純・クロス)、分析		○
調査報告書の作成		○

II.現状分析と課題の整理・評価・検証

- 国や県の法制度や計画等、地域福祉を取り巻く社会動向の把握・整理
- 「I」の結果に基づいた町全域及び地域ごとの現状分析及び、課題の抽出、整理
- 現行体系に沿って評価を実施し、次期計画に向けた課題を抽出・整理

III.計画策定に係るコンサルティング

- 計画策定の目的や、考え方の明確化
- 福智町総合計画及び他の個別計画、国県等の関連計画との整合
- 先進事例集の収集・整理
- 計画の進捗管理と評価のための計画進行管理表の立案

IV.計画書及び計画書概要版の検討・作成

- 計画全般のイメージ設定、組み立て、基本理念、基本方針、目標の提示等
- 施策の検証可能な数値目標・指標提示
- 計画書本体の骨子・素案・原稿の作成
- 計画書概要版の原稿の作成
- 各種計画の重点的施策・方向性・要点・具体的な施策・評価指標の一覧表作成

V.審議会等運営のサポート

- 地域福祉総合計画審議会(4回程度)および関係団体へのヒアリングへの出席
- 必要に応じた資料説明および質疑応答
- 全ての会議における同一担当者(1名以上)の継続的な出席
- 会議テーマの選定、資料及びシナリオの事前作成及び内容に関する事務局との事前協議
- 会議開催後2週間以内の議事録(概要版)提出
- その他、町が指示する付随的なサポート業務

VI.パブリック・コメント支援

- 質疑に対する回答案の作成および助言

7. 成果品

以下のものについて、紙媒体及びWord(又は Excel)形式の修正可能な電子データ、PDFデータを保存した電子媒体で提出すること。なお、成果品の具体的な内容・部数については、契約後に福智町と協議のうえ決定する。

- 計画書 本編 A4版、100ページ程度(表紙フルカラー・本文1色刷り)
- 計画 概要版 A4版、8ページ程度(コート紙・フルカラー)

8. その他

- この仕様書は、事業を提案するにあたり、必要最低限の事項を掲載しており、本仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。
- 受託決定後は、円滑に事務が進むよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。

- 業務体制については、本町担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。また、業務の目的を十分に理解の上、適正な人材を配置すること。
- 業務遂行に当たっては、個人情報保護に関する法律を順守し、情報漏えいがないように十分注意すること。また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。業務が完了した後も同様とする。
- 本業務におけるすべての成果品に係る著作権、著作権は本町に帰属するものとし、受託者は、本町の許可なく成果品を第三者に公表又は提供してはならない。
- 成果品に誤りや不備が発見された場合は、業務完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うこと。
- 仕様書等に明示されていない事項や疑義が生じた場合は、その都度、町と受託者が協議の上、決定するものとする。